



港湾構造物の管理基準等の取扱いについて（通知）

技術基準の種類:技術管理
通知日:平成4年3月30日

発管第241号
平成4年3月30日

部内各課長殿
各土木事務所長殿
鳥取港湾事務所長殿

土木部長

港湾構造物の管理基準等の取扱いについて（通知）

このことについて、下記のとおり定めましたので平成4年4月1日以降
起工決裁する工事に適用してください。

記

- 1 異形ブロックの出来形管理基準について
別表1による。
- 2 コンクリートの品質管理基準の取扱いについて
別表2による。
- 3 異形ブロックの写真管理について
別表3による。
- 4 舗装コンクリートについて
エプロン舗装に使用するコンクリートのスランプは2.5cmを標準
としているが、現場の施工条件によっては、スランプの変更について
施工者の協議に応ずることとする。ただし、設計単価の変更は行わな
いものとする。

出 来 形 管 理 基 準

工 種	測 定 項 目	規 格 値	施 工 管 理 基 準	管 理 方 法	置 処
異形ブロック 製作	型 枠	—	型枠搬入個数の 20%を組立て 時に測定する。	様式(1)-1の工事 出来形管理表を作 成する。	スチールテープ 等により測定す る。
	基本寸法 (高 長 幅)	—	製作個数50個に 1個の割で測定 する。	様式(1)-1の工事 出来形管理表を作 成する。	

別表1

別表 2

コンクリートの品質管理基準の取扱い

品質管理基準適用表

コンクリート 品質管理基準の 適用構造物	積算基準書（運用）に示す港湾構造物		
	種 別	設計基準 強度 kg/cm^2	構 造 物 種 別
無 筋 構 造 物	無 筋 コンクリート	1 6 0	中詰めコンクリート 根固めブロック 防波堤上部工、ケーソン蓋 擁壁、擁壁
		1 8 0	異形消波ブロック(25t級) 異形被覆ブロック 本体ブロック 係船岸上部工、胸壁 船揚場張ブロック
		2 1 0	異形消波ブロック(25t級)
小 型 構 造 物 (1)	無 筋 コンクリート	1 6 0	暗渠、擁壁
		1 8 0	係船岸基礎、開渠

別表 3

写真管理

工 種	撮 影 項 目	撮 影 時 期	撮 影 頻 度
異形ブロック 製作	数 量	製作完了後	(1)製作個数が50個以下の場合 連続した複数個のブロックを入れ撮影し、ベタ焼と する。 ただし、最初と最後の番号の入ったブロックについ ては、個別に撮影しサービサイズまたは名刺版と する。
			(2)製作個数が50個を超える場合 連続した複数個のブロックを入れ撮影し、ベタ焼と する。 ただし、型枠搬入個数を1施工単位とし、最初と最 後の番号の入ったブロックについては、個別に撮影 しサービサイズまたは名刺版とする。